

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和4年12月22日

さいたま地方法務局東松山支局 登記官 三浦 貢
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第0304-2020-0059号	東松山市大字神戸字明戸236番
第0304-2020-0074号	東松山市大字神戸字吉町1393番1
第0304-2020-0075号	東松山市大字神戸字沢田1688番
第0304-2020-0082号	東松山市大字下唐子字中井107番
第0304-2020-0140号	東松山市大字大谷字笹山1990番1
第0304-2020-0183号	東松山市大字大谷字水穴3998番
第0304-2020-0191号	東松山市大字大谷字雷原4181番
第0304-2020-0207号	東松山市大字大谷字東谷4641番
第0304-2020-0211号	東松山市大字大谷字新屋敷4831番